

福祉教育推進事業 予算執行に関するQ&A

| 区分 | 内 容 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 物品購入 | Q. 高齢者施設へ生徒が訪問する際に和太鼓を叩く。その太鼓のばちの購入費用として充ててよいか。 |
| | A. 認められません。太鼓は日ごろの学校活動の中で取り組まれている文化伝統の継承であり、福祉にかかる費用とは認められません。 |
| | Q. デジタルカメラを購入したい。 |
| | A. 認められません。 原則、学校の備品となるものの購入に充てることはできません。 |
| | Q. 校外の美化活動のための清掃道具を購入したい。 |
| | A. 認められません。通常の学校活動で使用するはずの清掃道具を本事業で購入することはできません。 |
| | Q. パソコンのインクを購入したい。 |
| | A. 印刷物があるのであれば認められます。 |
| | Q. 補助金で車いすを購入し、施設に寄付したいが認められるか。 |
| | A. 補助金を他団体等への寄付（物品含む）、補助に充てることは認められません。 |
| | Q. 学校の緑化活動のための花の苗や腐葉土の購入は認められるか。 |
| | A. 学校の緑化活動が目的の購入は認められません。 |
| 講師料等 | Q. 社協を介さずに福祉の体験講座を実施した。その際の講師料として充ててよいか。 |
| | A. 認めます。しかし、福祉実践教室での取り扱いがふさわしいと思われる授業については、次年度から福祉実践教室として取り組まれるようお願いいたします。 |
| | Q. 福祉実践教室の講師にガソリン代等の交通費を支払ってよいか。 |
| | A. 講師にかかる費用は社協が支払っています。そのためガソリン代やバス代等を本事業の補助金からお支払いいただくことはできません。ただし、本事業の予算ではなく、学校独自の予算で交通費等の支払いをされる場合には、社協が介入することはありません。 |
| | Q. 福祉実践教室の講師に出したお茶菓子の代金は認められるか。 |
| | A. 認めます。また、少額の手土産についても認めます。社会通念上、認められると思われる範囲に限ります。 |
| | Q. 講師の方への花束（花鉢）のプレゼントは認められるか。 |
| | A. 認められません。 プレゼントのために計画的に学校で育てた花であれば認めます。 |
| 会計の処理 | Q. 補助金の一部が余ってしまったがどのような手続きが必要か。 |
| | A. 補助金の精算報告書に補助金残額をご記入いただいた場合、その金額の返還請求書を学校へお送りしますので、それに基づき返戻してください。 |
| | Q. 領収証の合計額が 30,000 円を超えてしまうが…。 |
| | A. 本会からの補助金が何に使われたかを明瞭にいただければ、領収証の金額が 30,000 円を超えるものでも構いません。 |